

令和3年8月10日

寒河江市議会議長 國井輝明様

請求代表者 議員 渡邊賢一  
議員 荒木春吉  
議員 太田芳彦  
議員 鈴木みゆき

寒河江市議会議員政治倫理調査請求書

寒河江市議会議員政治倫理条例第5条の規定により、次のとおり調査を請求します。

調査請求対象議員	國井輝明議長 伊藤正彦副議長 古沢清志議会運営委員長兼決算特別委員長
調査請求の対象となる事由	寒河江市議会議員政治倫理条例 第3条第1項第1号違反
調査請求の対象となる事由の内容	議会の責任者として公平・公正な立場で議会運営にあたるべき國井輝明議長とその補佐役である伊藤正彦副議長が、古沢清志議会運営委員長兼決算特別委員長の同居する長男が経営するコンビニエンスストアから本人の雇用等、利益供与を受けている実情は、市民から疑念を持たれる行為であり、議会に対する信頼を失墜させる行為である。
調査請求の対象となる事由を証する資料	別紙のとおり

(別紙)

調査請求の対象となる事由を証する資料

令和3年8月4日午後1時30分に寒河江市議会議長室において、令和の会代表 柏倉信一、同幹事長 太田芳彦、国民・立憲民主クラブ代表 沖津一博、同幹事長 渡邊賢一が國井輝明議長本人より市民の疑念に対する事実確認を行い、下記の点が明らかになった。

記

①議長就任前の約4年前より古沢議員の同居する長男が経営するコンビニエンスストア（セブンイレブン山形江南2丁目店）においてアルバイト店員として就職し、雇用されているが、議長就任後も引き続き勤務している。勤務形態は、議長として公務のない日の朝6時から9時までのパートタイムである。

②伊藤副議長も副議長就任前の約4年前より同店舗においてアルバイト店員として就職し、雇用されているが、副議長就任後も引き続き勤務している。